

第9回教育委員会

平成29年3月30日
午 前 10 時
本庁舎屋上会議室

議 案

議案第69号 大阪市教育局教育長専決規則の一部を改正する
規則案

議案第 69 号

大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則案

大阪市教育委員会教育長専決規則（昭和 41 年大阪市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号中「園長を含む。」を「園長を含む。以下同じ。」に、「第 28 条第 2 項第 1 号、」を「第 28 条第 2 項第 1 号及び」に改め、「並びに職員の分限に関する条例（昭和 26 年大阪府条例第 41 号）第 4 条第 1 号及び第 2 号」を削る。

第 3 条中「、別に定めるところにより」を削る。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市教育委員会教育長専決規則（抄）

（教育長専決事項）

第 1 条 教育長は、別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を専決することができる。ただし、規定の解釈上疑義のあるもの又は特に重要と認めるものについては、この限りでない。

(1)－(4) 省 略

(5) 係長（担当係長及びこれに相当する職にある者をいう。）以上の職員（指導主事を含む。以下同じ。）、校長（園長を含む。**以下同じ。**）、准校長、副校長及び教頭の任免（分限免職及び懲戒免職を除く。）、教諭、養護教諭及び栄養教諭の採用並びに職員、校長、准校長及び教員の分限（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 2 項第 1 号、大阪市職員基本条例（平成 24 年大阪市条例第 71 号）

及び

第 35 条並びに職員の分限に関する条例（昭和 26 年大阪府条例第 41 号）第 4 条第 1 号及び第 2 号に規定する休職を除く。）及び懲戒に関すること

(6)－(9) 省 略

（専決権の一部委譲）

第 3 条 教育長は、別に定めるところにより、その専決事項の一部を事務局又は教育機関の職員に専決させることができる。

大阪市教育委員会教育長専決規則の一部改正について

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されることに伴い、府費負担教職員に対して大阪府条例の適用がなくなることから、本規則において必要な規定整備を行う。

2 改正の内容

- (1) 大阪府条例の引用の削除
- (2) その他規定整備

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日